

視覚障害のある給付金受給者の方に送付する 『年金生活者支援給付金 不該当通知書』

<表面>

料金後納郵便 親展 ○ ○ ○ ○ ○	年金生活者支援給付金 不該当通知書 請求のありました年金生活者支援給付金について、審査の結果、下記理由により不該当となりましたので、お知らせします。 <table><tr><td>基礎年金番号</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>給付金の種類</td><td>年金生活者支援給付金</td></tr><tr><td>不該当年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>不該当理由</td><td></td></tr></table> 法:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」の略 令和2年10月7日 (右面もお読みください。) 厚生労働大臣印	基礎年金番号		氏名		給付金の種類	年金生活者支援給付金	不該当年月日	年 月 日	不該当理由		年金生活者支援給付金のお支払いについて ○令和2年7月分(同年8月支払い)まで、年金生活者支援給付金をお受け取りいただけます。左欄の「不該当理由」により、令和2年8月分(同年10月支払い)からは支給されません。年金生活者支援給付金の支給対象期間については、裏面の①をご参照ください。 ○さかのぼって不該当となり、過払い金が発生する場合は、返金をお願いすることとなります。ご返金の方は、振込通知書又は納入告知書により別途お知らせいたします。 ○裏面の②及び③のような場合に年金生活者支援給付金を受給するためには、請求書の提出が必要です。この場合、年金生活者支援給付金のお支払いは、請求された月の翌月分からとなりますので、お早めの手続きをお願いいたします。 ※ 請求書の送付やお手続きについては、「ねんきんダイヤル」又はお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にお問い合わせください。 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。 なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。
基礎年金番号												
氏名												
給付金の種類	年金生活者支援給付金											
不該当年月日	年 月 日											
不該当理由												
大切なお知らせ 差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号 ご案内は内側にあります。 ② 矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。 ① (水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)												

視覚障害のある給付金受給者の方に送付する 『年金生活者支援給付金 不該当通知書』

<裏面>

一般的なお問い合わせは
『ねんきんダイヤル』へ

 **0570-05-1165**

●050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) **03-6700-1165**

<受付時間>
月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所初日は午後7:00まで。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
○休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。
○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

来訪相談のご予約は
『予約受付専用電話』へ

 **0570-05-4890**

●050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) **03-6631-7521**

●年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、
受給している年金についての相談を希望される
方は、ぜひ予約相談をご利用ください。

<受付時間>
月～金曜日 午前8:30～午後5:15
※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。
また、手数料などの金銭を求めることもありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

2009 1018 004

郵便番号

①年金生活者支援給付金の支給対象期間について

- 年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に基づき支給判定を行います。
- 今回の支給判定の結果は、年金生活者支援給付金の改正に伴い、令和3年9月分(10月支払い)まで反映されます。
このため、下記の②・③のような場合を除き、今回の不該当理由により、令和3年9月分(10月支払い)までは年金生活者支援給付金をお受け取りいただけません。
- 次回の支給判定の結果は、令和3年10月分(12月支払い)から令和4年9月分(10月支払い)まで反映されます。
令和2年の所得が減少等したことで、令和3年10月分(12月支払い)から年金生活者支援給付金をお受け取りいただけるようになった方に対しては、請求可能な旨のお知らせを令和3年9月ごろ送付する予定です。

②所得等の要件により不該当となった皆さまへ

所得等の要件により不該当となった方でも、その後、所得額の更正が行われた場合や世帯構成が変更になった場合等はあらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができます。

【所得等の要件と基準額】

前年の所得額等が基準額以下であることを満たしている必要があります。

- 老齢(65歳以上): 879,900円(※)以下で、世帯全員が非課税 ※不該当年月日が令和2年6月30日以前の場合は879,300円。
- 障害/遺族 : 4,621,000円以下(単身者の場合)

③年金の支給停止等により不該当となった皆さまへ

年金が全額支給停止となったこと等により不該当となった方でも、次のいずれかに該当すると、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができます。

- ・支給停止となっていた基礎年金の支給が再開した場合
- ・支給要件となる基礎年金を受給することとなった場合
- ・障害基礎年金の等級が2級以上に該当した場合

※ 所得等の要件により、年金生活者支援給付金を受給できない場合もあります。

※右のマークは音声コードです。

目の不自由な方にご自身の給付金の支払いに関する情報を音声でご案内します。

